大学3年次修了者の大学院修士課程及び 博士前期課程の受験資格に関する規程

- 第1条 この規程は「学校教育法施行規則」の一部改正(大学院入学資格の一部改正)に準拠し、定めるものである。
- 第2条 文学研究科にあっては、次のとおり定める。
 - 一)3年次修了時の修得見込みを含め、全修得単位数は96単位以上であること、その成績の基準はGPA2.5以上とする。ただし、本学学生は他に文化講座3単位を加えるものとする。
 - 二)第一号に示す単位の内、専攻しようとする分野の専門科目を 52 単位以上修得していること、その成績の基準は GPA2.5 以上とする。
- 第3条 生活機構研究科生活文化研究専攻、心理学専攻、福祉社会研究専攻、人間教育学専攻、および環境デザイン研究専攻にあっては、次のとおり定める。
 - 一)3年次修了時の修得見込みを含め、全修得単位数は96単位以上であること、 その成績の基準はGPA2.5以上とする。ただし、本学学生は他に文化講座3単位を加えるものとする。
 - 二)第一号に示す単位の内、専攻しようとする分野の専門科目を 52 単位以上修得していること、その成績の基準は GPA2.5 以上とする。
- 第4条 生活機構研究科生活科学研究専攻にあっては、次のとおり定める。
 - 一)3年次修了時の修得見込みを含め、全修得単位数は105単位以上であること、 その成績の基準はGPA2.5以上とする。ただし、本学学生は他に文化講座3単位を加えるものとする。
 - 二) 第一号に示す単位の内、専門科目は 62 単位以上とする、その成績の基準は GPA2.5 点以上とする。
- 第5条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。
- **附 則** この規程は、平成 31 年 4 月 1 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日に遡って施行する。

〔文化講座の単位の修正〕

この規定は、令和3年4月1日に改定する。(成績基準の変更)